

## II. 修士論文の作成・審査等について

### 1. 修士論文の提出

#### 1) 提出物

研究計画書・修士論文提出用チェックリスト [参考資料1]	: 1部
修士論文審査願 [様式3-1]	: 1部
修士論文 (左上部をダブルクリップで留める)	: 正本1部、副本3部
修士論文の内容の要旨 [様式3-2]	: 正本1部、副本3部

#### 2) 提出先

学務課 (4号館1階)

#### 3) 提出時期・締切り

2年次以降の12月 第2水曜日

\* 提出後、研究科運営会議を経て、研究科委員会で受理を決定する。

### 2. 修士論文の審査基準、および最終試験の評価基準

#### 1) 修士論文の審査基準

- (1) 取り上げた研究テーマは、当該専門領域における課題である。
  - ・研究テーマは専門領域における課題であることが明確に示されているか。
  - ・研究テーマは専門領域の研究として学術上の意義が認められるか。
- (2) 研究テーマの系統的文献収集と批判的読解を通して、当該課題の背景や問題状況が分析・評価され、研究の目的が論理的に示されている。
  - ・系統的文献収集が行われ、批判的に読解しているか。
  - ・批判的読解を通して課題の背景や問題状況が分析・評価されているか。
  - ・研究の目的は論理的に示されているか。
- (3) 研究目的を達成するために、適切な研究方法がとられている。
  - ・研究目的に適した研究方法がとられているか。
- (4) 研究を遂行するのに必要な倫理的配慮がとられている。
  - ・研究の倫理性が検討され、研究の全プロセスにおいて倫理的手続が適切に実行されているか。
  - ・他の研究や文献等からの盗用、剽窃、利益相反はないか。
- (5) 研究成果がエビデンスに基づき論理的に記述され、今後の課題についても的確に示されている。
  - ・研究目的の達成に十分な結果が得られ、整合性が認められるか。
  - ・研究目的に沿って、結果に基づいた考察がなされているか。
  - ・研究の限界や今後の課題に言及しているか。
  - ・他の研究とは異なる何らかの特徴を有し、新たな知見が得られているか。
- (6) 適切な形式により執筆、作成されている。
  - ・修士論文、要旨は、執筆要領に従って記述されているか。

#### 2) 最終試験の評価基準

最終試験は修士論文審査に併せて実施する。評価基準は以下のとおりである。

- (1) 保健医療分野における口頭試問において、論理的に表現できる。
- (2) 保健医療分野における高度な実践および教育・研究活動に関連する知識・技術が修得されている。

### 3. 審査の実施方法

#### 1) 審査委員の選出

- ・提出された論文ごとに審査委員会を設置する。
- ・審査委員会は、主査1名、副査2名で構成する。
- ・主査は、論文提出者の主指導教員、副指導教員を除く研究科教員とする。
  - ・副査は、原則として主指導教員、副指導教員を除く研究科教員とする。ただし、やむを得ない場合は、主指導教員、副指導教員のいずれか1名が担うこともある。
- ・主査・副査は、研究科委員会で決定する。

#### 2) 審査会の開催

- ・審査会は原則公開とする。ただし、知的財産権の関係上秘密審査を要する場合は研究科長の許可を得て、非公開とすることができる。審査会後の審査委員会は非公開とする。
- ・研究科委員会で審査員の決定後、2週以内に実施する。主査は副査、指導教員等と審査会の開催日時を調整し、決定後、学務課に連絡する。
- ・学務課は審査会場を決定し、審査会開催に係る必要事項を学内関係者に周知する。

#### 3) 審査会の形態

原則対面で実施する。ただし、やむをえない場合は、事前に研究科長に相談し、承諾を得て、オンライン、もしくはオンライン参加を含む対面（混合型）での開催を可とする。

#### 4) 審査の方法

審査会は、プレゼンテーション20分、質疑応答15分、計35分とする。

### 4. 修士論文の評価方法、および審査結果の判定

#### 1) 審査委員会による評価、および審査結果の判定

- ・上記2の審査基準をもとに作成された「論文評価用紙（審査会用）」[様式3-3]を用いて4段階で評価する。
- ・観点ごとの評価が全て3以上であり、かつ修正の必要がない／なくなった場合に合格と判定する。
- ・2以下の評価がある、あるいは修正の必要性を指摘された場合は継続審査となる。
- ・継続審査の場合は、1ヵ月以内に論文を修正して審査委員に提出し、再度評価を受ける。
- ・最終的に2以下の評価がある場合は、再審査を要するものとする。

#### 2) 自己評価、およびフィードバック

- ・大学院学生は、審査会終了後、「論文評価用紙（審査会用）」[様式3-3]を用いて、自己評価を行い主指導教員に提出する。
- ・主指導教員は、論文審査の結果を自己評価と照らして、フィードバックする。

### 5. 審査結果の報告

#### 1) 結果報告

- ・論文提出者は、審査の結果に即して必要書類等を提出する。
- ・審査委員会の主査は、修士論文審査会開催日から6週以内に必要書類を添えて、審査結果を研究科長に報告する。
- ・提出先は、学務課とする。

## 2) 最終提出物一覧

### (1) 合格の場合

	要修正の場合		修正不要の場合	
大学院学生	修正済の修士論文	1	CD-R、またはUSBメモリ <sup>※2</sup>	1
	修士論文修正報告書 [様式3-5]	1		
	要旨を修正した場合：修士論文内容の要旨	1		
	CD-R、またはUSBメモリ <sup>※1</sup>	1		
審査委員会主査	修士論文審査終了報告書 [様式3-6]	1	修士論文審査終了報告書 [様式3-6]	1
	修士論文評価用紙(最終報告用) [様式3-4]	1	修士論文評価用紙(最終報告用) [様式3-4]	1
	論文審査の内容の要旨 [様式3-7]	1	論文審査の内容の要旨 [様式3-7]	1
	CD-R、またはUSBメモリ <sup>※2</sup>	1	CD-R、またはUSBメモリ <sup>※2</sup>	1

※1：要旨を保存する。後日返却。 ※2：修士論文審査の内容の要旨を保存する。後日返却。

### (2) 不合格の場合

- ・審査委員会の主査は、「修士論文審査終了報告書」[様式3-6] および論文評価用紙(最終報告用)[様式3-4]を提出する。
- ・提出先は学務課とする。

## 6. 審査結果の公表

- ・修士論文審査、最終試験に合格した場合は、課程修了後に修士論文の内容の要旨を本学ホームページにおいて公表する。
- ・事情により修士論文の内容の要旨を公表できない場合は、研究科長に申し出る。